

春日井市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の生活及び健康に関する安心を確保するため、高齢者の安否確認、生活相談等を実施するための計画を作成し、生活援助員の派遣及び関係機関との連絡調整を行う高齢者住宅等安心確保事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者世話付住宅 「シルバーハウジング・プロジェクトの実施について」(平成13年3月28日老発第114号厚生労働省老健局長 国住備発第51号国土交通省住宅局長通知。以下「通知」という。)に基づき、市内に供給された住宅をいう。

(2) 生活援助員 通知第2項第2号に定めるライフサポートアドバイザーをいう。

(3) 緊急通報用装置 高齢者世話付住宅に設置された緊急通報システム用設備（室内設置の緊急呼出しボタン、火災センサー、水センサー等という。）と接続することにより緊急事態を通報できる装置をいう。

(事業の委託)

第3条 市長は、事業の一部を市長が適当と認める社会福祉法人に委託することがある。ただし、利用及び費用負担区分の決定、費

用徴収並びに緊急通報用装置の貸与を除く。

(対象者)

第4条 事業の対象となる者は、高齢者世話付住宅に居住する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 65歳以上の夫婦世帯（配偶者は60歳以上であること。）

(2) 65歳以上の親族からなる二人世帯（同居者は60歳以上であること。）

(3) 65歳以上の単身者

(事業内容)

第5条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる事項を記載した高齢者住宅等安心確保計画の作成に関すること。

ア 安否確認、生活相談等の訪問活動が必要な高齢者の人数、その居住実態その他の事情を勘案した事業量の見込み

イ 生活援助員、民生委員、老人クラブ、春日井市社会福祉協議会等の訪問活動に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項

ウ 地域の関係機関との連携の確保に関する事項

エ その他事業の円滑な実施を図るために必要な事項

(2) 生活援助員を派遣し、必要に応じ次に掲げる活動を行うこと。

ア 生活指導及び相談

イ 安否の確認

ウ 一時的な家事援助

エ 緊急時の対応

オ 関係機関等との連絡

カ その他日常生活上必要な援助

(3) 緊急通報用装置を貸与すること。

(申請及び決定)

第6条 事業(前条第2号及び第3号に限る。)で提供するサービス(以下「サービス」という。)を受けようとする者は、高齢者世話付住宅生活援助員派遣等申請書(第1号様式)に承諾書(第2号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、申請者世帯の状況等を調査し、サービスの提供の可否を決定し、その旨を高齢者世話付住宅生活援助員派遣等決定(却下)通知書(第3号様式)により同項の申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急を要すると市長が認める場合は、第1項の申請書の提出を事後に行うことができる。この場合において、申請者は、遅滞なく同項の申請をしなければならない。

(サービスの提供)

第7条 市長は、前条第2項の規定により決定の通知を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、サービスを提供する。

(手数料)

第8条 利用者は、第5条第2号のサービスに対し、春日井市手数料条例(平成12年春日井市条例第5号)及び高齢者世話付住宅における生活援助員の派遣に係る手数料の細目料金(平成12年春日井市告示第24号)の規定に基づき、生活援助員派遣手数料(以下「手数料」という。)を負担するものとする。

2 市長は、手数料が変更になるときは、高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料変更決定通知書（第4号様式）により利用者に通知するものとする。

（緊急通報用装置の費用負担等）

第9条 利用者は、第5条第3号のサービスの提供を受ける場合は、あらかじめ利用者の負担により、N T T電話回線に加入しなければならない。

2 緊急通報用装置の設置及び保守管理に要する費用は、市の負担とする。

3 緊急通報用装置設置後の基本料金、緊急通報を含む通話料及び緊急通報用装置の使用に要する電気料金は、利用者の負担とする。

4 利用者は、善良なる管理者の注意をもって緊急通報用装置を使用するとともに、緊急通報用装置の原状を変更し、又は転貸してはならない。

5 利用者は、近隣の高齢者世話付住宅入居者に緊急事態が発生した場合は、現場状況の確認、連絡その他必要な処置に協力し、又は行わなければならない。

（サービスの廃止又は停止）

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、サービスを廃止又は停止することがある。

(1) 60歳以上の入居者がすべて入院又は老人福祉施設等の施設に入所したとき。

(2) 60歳以上の入居者がすべて転居したとき。

(3) 60歳以上の入居者がすべて死亡したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、高齢者世話付住宅の供給主体が定める入居資格に該当しなくなったとき。

(5) 生活援助員に対して著しい非行があったとき。

2 市長は、前項の決定をしたときは、高齢者世話付住宅生活援助員派遣等廃止（停止）決定通知書（第5号様式）により利用者に通知するものとする。

3 市長は、サービスの停止を解除したときは、高齢者世話付住宅生活援助員派遣等停止解除決定通知書（第6号様式）により利用者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第11条 利用者は、サービスの提供を受ける権利を他人に譲渡してはならない。

（生活援助員）

第12条 生活援助員は、そのサービス中、常に身分証明書を携帯するものとする。

2 生活援助員は、サービス日誌、活動記録簿その他の帳簿を整備するものとする。

（関係機関との連携）

第13条 市長は、常に福祉事務所、民生委員、消防署、事業を委託する社会福祉法人、高齢者世話付住宅の供給主体等の関係機関と綿密な連携を図り、円滑な事業の実施に努めるものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に本則各号に掲げる要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。